

第3回 武蔵野市保育料審議会 議事要録

- 1 日程及び場所 平成26年7月15日(火)午後7時～9時
武蔵野プレイス 4階 フォーラム
- 2 出席者 委員9名、子ども家庭部長、子ども育成課長、子ども政策課長、
他事務局 6名
(委員) 榎田会長、島田委員、加藤委員、中村委員、井原委員、仁科委員、
早川委員、平湯委員、番場委員
(市・事務局) 大杉子ども家庭部長、平之内子ども育成課長、渡邊子ども政策課長
齋藤、井田、並木、川越、北村、吉野
(傍聴人) 3名(途中入場あり)

3 次第(委員発言■、事務局発言○)

開会

- 第3回武蔵野市保育料審議会を始めさせていただきたいと思います。配付資料の確認をお願いいたします。その前に今日の傍聴人の確認をお願いします。
- 傍聴は今日は3名ということで、お申込みいただいております。よろしく申し上げます。
次第の下に配付資料が一覧になっております。本日、机上に配付しているものと、既に配付しているものがありますが、既に配付しているものから少し追記をしたり、こちらの方で一部資料の中身を修正していますので、机上に配付しているものをお使いいただければと思っております。
資料が18から「市民の意見を聞く会について」、次が資料19「市民意見の募集について」これは前回からの修正案です。資料20「武蔵野市内の私立幼稚園のチラシ」にです。資料21が「私立幼稚園関係補助金一覧」、資料22が「武蔵野市の保育料のしくみ」という形です。資料22がホチキスどめで「武蔵野市保育料のしくみ」、資料23が「決算額による保育料運営事業費」で、こちらもホチキスどめで2枚物、資料24は、A4の縦で、「年齢別認可保育園の費用負担と保育料」、次がホチキスどめのもので資料25「市内私立幼稚園・認可外保育施設保護者負担金について」です。資料26の①と②、これが一つずつでA4横でホチキスどめになっていまして、「認可外保育施設保護者助成金」です。その次が「認可保育園・認可外保育施設児童階層比較表」となっています。続いてが資料27「認可・認可外・幼稚園の費用負担に対する保育料の割合」、最後資料28は「現行運営費と施設型給付費の費用比較」です。
- ありがとうございます。それでは前回の議事録の承認です。前回の議事録に関して進展等大きなものがございませうでしょうか。
- 一度、議事録を送っていただいて、文書データを改めて送っていただいて修正をかけたいというメールをさせていただきました。というのは、第1回目と比較して、第2回目のこの議事録、会議要録の案が非常に長いものになっていて、一見して市議会の会議録かなという状態だったため。特に私の話していることも、あれとか、これとか、代名詞が非常に多かったため、我々の中で話している分には、あれ、それで伝わるものでも、この会議録だけを見る方からするとちょっと読みにくいかなと思ったんです。
簡素化したかったのと、なるべくきちんと内容が伝わるように修正したいと思ったのですが、いただいた文書データが、私のパソコンと相性が合わなかったのか、修正履歴がどんどんもとに戻ってしまいました。今日手書きしたものを持ってきましたので、それをお預けして、ちょっと時間がかかってしまいますけれども、改めて皆さんにご確認いただけたらと思っておりますが、内容の修正が余計な言葉を削っていく作業になっているのですけれども、そこだけ確認させてください。
- 今回、議事録については、筆耕を入れていまして、そういう意味では前回と違うのが、前回は事務局の方で要約という形でやっていたのですけれども、ここは筆耕を入れていることで全文録になっています。

委員ご指摘のとおりですけれども、「ええと」なども拾っていますので、全体的に読みにくいというのがご指摘のとおりかなと思っています。

こちらの方でも、お渡しする際に可能な限り削除はしているのですが、やはりかなり議事録としては長いので、消去はし切れないままにお渡ししまっていた状況です。

もし可能であればなんですけれども、本日も含めてですけれども、一度ご意見をいただいて、改めて議事要録の案という形でお渡しして、それでまた修正がなければ、その時点でまたメール等で確定という形でご報告して、その後、公開というような方法でいかかなと思っています。ご議論いただければと思います。

- そうしますと、読みやすいように、知らない方がわかりやすいように言葉を補ったりカットしたりという作業を加えて、もう一度事務局からご提案をいただいて、それに対して異論がなければホームページに載せるということですが、よろしいでしょうか。
- つけ加えてお願いしたいんですけれども、私も議事録のところで見逃してしまったのですが、「そういうことですよ」という時に、それでうなずきを会長からいただいていたので、「うなずき」などの表記されていると、そこは了承とか何かそういう工夫もしていただければ、ありがたいというふうに思います。
- よろしくお願いたします。
- かしこまりました。
- そうすると次回以降の議事録も、そのような形で出てきますか。
- こちらの方で、できるだけ少しわかる範囲で、消去できるものはして、ただやはりスピードも大事かと思っていますので、合わせ技でというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。
- 違う委員会でも、私たちが見る所には名前が入っていて、公開するときには名前を伏せるという感じの方が、読んでいて思い出せるというか、わかりやすいと思が、いかがでしょうか。
- 実は全てを、例えば何番目に委員が言ったかというメモをしていないので、なかなか難しいかなというのがちょっとあります。そうすると全部を聞かないといけなくなってしまうので、そうすると筆耕の意味もないということで、そこがわかる範囲でとは思っておりますが。そこまでやると筆耕ではなくて、事務局でテープ起こしでと変わらないという、そうすると時間もかかってしまうということで、そこら辺が難しいかなというふうに思っています。
- よろしいでしょうか。ご自分の意見の所をチェックしていただく。また、全体も見ただいてということで。

では、そのような手続で、事務局からまたメールで送られてきたものをチェックするという形でよろしいですか。（委員了承）わかりました。

それでは、議事に入りたいと思います。

(1) 現在の保育料の設定

- 現在の保育料の設定。事務局よりお願いたします。
- 現在の保育料の設定ですが、資料が前後しますので、まず資料22、23、24番を見てください。

現在の保育料の設定といたしまして、まず資料22ですが、こちらにつきましては、武蔵野市の階層区分と国の階層区分、それと前回も話題になっていました市の肩代わり部分や保育料に対する年収割合等を記載しているものです。

左側に国基準がありまして、国の階層区分、それと国が出している推定年収を入れております。国が示しているいわゆる国の単価、公定価格に相当するものですが、国単価の年収割合ということで、こちらがパーセントを入れています。こちらの出し方は、国単価を推定年収で割ったものがパーセントという形になりますので、4.2から11.0までの費用負担、これが最高限度額という形になろうかと思っております。

続いて市の区分というのが、国の第8階層から武蔵野市では全部で29階層ですが、現行の保育料の基準でお示ししています。これは0歳クラスなので、保育料については、武蔵

野市は3つの表があります。2歳以下と3歳と4歳、5歳の3つの表ですが、こちらは0から2歳のクラスの場合の表を入れております。

国の徴収基準額に対しまして、保護者負担金はその次の段、いわゆる市の肩代わり分というのは、国の徴収基準から保護者負担金を引いたものですので、その部分、差分を示しております。

全体の費用に関しましては、国負担、東京都負担、市負担という形になっておりますので、国の方が示している10万4,000円、こちらの負担分につきましては、1対1対2という形になりますので、国が半分、東京都と市が半分ずつの負担をしていますということです。

市の肩代わりというのは、全体の費用負担に対しましては、右側の2番目ですが、市の肩代わり年額というものになっています。

保育料の年収割合というのは、左側の保護者負担金、例えばC1でいいますと2,000円というものが12を掛けますと年額になりますので、それが2万4,000円だと。それが実際の保育料に年収の割合に比べますと0.73という形になる。国の単価表ですと、例えば第3階層に当たる1万9,500円の部分の方については、市の方は今、年額で2万4,000円、月額で2,000円という形で、それが年収にはね返りますと0.7%程度という形のものになっています。

その差分というのが0.73を7.1から引くと6.36になりますので、一番右側の市の肩代わり年収割合という形で、これがずっとそういった形で続いて、一番階層の高い方で市の肩代わり、年収割合につきましては3.97、44万8,800円というのが一番上の階層D24の方の年額の市の肩代わり保育料という部分になります。

これを色分けでカーブにしていますのが、次のページです。一番左のこの少しずつグラデーションになっている部分の青い所が保護者負担金、今の市の保育料という形になります。

その右側の市の肩代わり分については、先ほど述べましたように、国が示す国基準から市の保育料を除いたという形になります。

それ以外の部分がこちらに記載のとおり、国が負担する、いわゆる公定割合という形になりますけれども、国が半分、東京都と武蔵野市で半分ずつ出すといった部分になります。

生活保護世帯につきましては、保育料0円ですので半分が国、その2分の1ずつ、4分の1ずつを都と市が負担しているという形です。

一番保育料をいただいているD24の階層につきましては、保護者負担金が6万6,000円、残りは国の方で示している10万4,000円に対して、市の肩代わり分が3万7,400円という形で残りの部分、こちらを国と都と市が法定割合で分担をしているというような形の内訳になっています。

続いて資料23です。今のような形であったこの表につきましては、平成25年4月から改定しております、本日、保育所運営事業費というのは、24年、25年度と2か年を示している所です。

25年度につきましては、これから9月の決算で決定をするということで、若干数値が変わる可能性はございますが、現段階のものということでお示しさせていただきます。24年度については、こちらの記載どおりですが、実際に25年度どう変わってきたかというところですが、見ていただく所としましては、例えば市の負担割合、こちらが24年度については70.7%、これが一部保育料を変更しておりますので、平成25年決算ベースで言えば、市の負担額は4ポイントほど下がって66.1%という形になります。対して、保育料につきましては当初10.1という形でございましたところで、それが今回、25年度11.7ということで1.6ポイントぐらい保護者負担のポイントが上がってきているということです。

全体にかかる費用負担につきましては、32億3,500万円ということになりますので、こちらについてはほぼ昨年度と変わらずというか、24年度と25年度と変わらずという形で、その内訳が若干変更しておりますというような形になります。

ここで表記について説明をさらに加えますと、真ん中の段に公立保育園の保育料というのが出ています。こちらの部分だけは、公立保育園については、東京都の負担や国の、公

定負担というものがございませんで、全て市の負担10分の10という形になりますので、右側の緑色の部分になっています。

市の負担、都の負担、国の負担以外に、公立保育園、現在は4園ございますので、その部分、例えば25年度、24年度と比べますと24年度の時点では、公立保育園は7園ございましたが、25年度になってこれが4園になっています。そうしますと、この差し引きという形でその3園分の移管効果というところも出てくるというような形になっています。

それを記載しているのが、こちらの表の右の所ですけれども、25年度新たに3園移管したことにより都補助金、国庫負担金、それぞれが増額になっているということ。また、25年度の保育料改定に伴いまして、保育料が増減していますというような記載になっている所です。こちらが現在の保育所運営費の内訳です。

続いて資料24です。現在の保育料につきまして、これも平成25年度実績ということですが、現在、武蔵野市の方では全部まとめて大体1人当たり幾ら程度というのを記載しています。例えば平成25年度の平均でいいますと、先ほどの資料23の保護者負担金もしくは合計の月額、児童1人当たりを掛ける12月をするという形になりますけれども、今回こちらの表は、それを0歳から5歳の各年齢別で費用負担としてはどの程度かかっているのかという形の表にしています。

ここの表のデータとしましては上の表になっていまして、例えば0歳でいいますと全体で603万5,028円というのが1年間、1人にかかる費用です。そのうち利用者負担というのが5.2%ほど31万2,000円という形になりますので、その利用者負担を除いたものが公費負担額ということで、0歳の公費負担が1人につき572万3,028円かかっているという形です。

逆に5歳児で申しますと全体にかかる費用につきましては、1人当たり116万4,984円という形になりまして、利用者負担は18.5%、21万6,000円で、それを除きましたものが公費負担額ということで94万8,984円になり、これが一つの目安としては、費用負担の主なものが、いわゆる保育士の人件費ということも言われていますので、0歳が例えば3対1、1歳については5対1、2歳については6対1、3歳については武蔵野の場合は、国は20対1ですけれども、武蔵野は15対1でというような形で、それぞれの人件費相当がそのままその年齢の子どもたちが負うとすると、このような形になるというような形になっています。

資料につきましては、22、23、24ですが、現在の保育料設定ということと、市の肩代わり負担分も含めました保育料の各年齢別の状況については以上です。

- 現在の保育料の設定のご説明をいただきましたが、何かおわかりになりにくい所とか質問等ございますでしょうか。資料22については、よろしいでしょうか。資料23に関してはよろしいですか。資料24に関してはよろしいでしょうか。

ご質問がなければ次へ進めさせていただきます。

(2) 認可外保育施設保護者助成金について

- 認可外保育施設保護者助成金について、事務局、お願いいたします。
- そうしましたら資料が26-①と資料26-②でご説明させていただければと思います。

認可外保育施設保護者助成金につきましては、前回の保育料審議委員会で、答申のその他のところでの提案等も含めて検討していただきたいというようなご提案もいただきまして、平成25年度から認可外保育施設保護者助成金を変えているところです。

内容としましてはこちらの表の真ん中より下ですけれども、年収によりまして、助成の金額を0円から3万円の助成という形で区分を分けたという部分、それと2点目につきましては、3歳児以上の方でD20以上で年齢制限、年収等で補助金額が0円になっている家庭についても、3歳児以上については1万円を交付するというもの、それと3点目については、対象となる児童が同一世帯に2人以上いる場合には、それぞれ第2子は5,000円、第3子以降は1万円を助成するというような形で、今回で制度を25年より変更したところで

こちらのところで25年実績と、赤い色が当初想定ということでございまして、当初の想

定は赤い所、実際の25年の実績ということで、青で比べていただくという形になります。

そうしますと、25年の実績で言えば、やはり少し違いというか、少し波の部分の出方が顕著になってきているというのが、少し当初の想定の方が、より波が顕著に出ているなど。例えば一番大きな波の部分、D 5、D 6 といった部分だった所が、例えば一番大きな波はD 18から19に現在はなっていますとか、もしくは2番目の波についてはD 12とかC 3 といった部分が、現在の実績でいえばD 16もしくは同じようにD 6もしくはC 3 に来ているというような形になっています。

それぞれ大体どの程度の層がそこに分布しているかという所ですと、グラフの下にあります表になりますけれども、当初想定では、3万円の方というのは10.7%ほどいらっしゃるのではないかとございしましたが、実績としましては7.5%ということです。2万円の対象になる方は、ということでは当初予定が64.3%、これが実績では64%ということです。1万円の支給については、当初想定は12.9、これがやはり実績については約倍増ということで24.7ということです。0円の方につきましては当初想定とほぼ変わらない12.1、もしくは12.9というような状況でした。

また、3歳児以上の交付ですとか、対象になる複数の児童がいる場合というのは、3歳児以上の方というのは、当初想定を半分、もしくは複数名を認可外に預けている方というのは、当初想定よりもこちらについては7分の1というような形で当初想定との乖離が見られる部分としては、このあたりが大きいかなというふうに思っております。

2枚目ですけれども、認可保育園と認可外保育施設の児童の階層比較です。青い線が認可保育園児童の階層、赤い線が認証保育所、黄色い線がグループ保育室・保育ママの階層です。

実際にグループ保育室・保育ママについては母数が少ないということで、波の増減が見えにくいのですが、母数が割と大きい認証保育所と認可保育園に比べますと、大きな波の出方というのは、そのD 5あたりの部分では大きなところではないのですが、青い所と割と近似値的な所で、波の出方はあるのかなと思っています。

ただ、認可保育園との大きな違いとしましては、やはりC 1以降よりも前のA、Bの階層については、ほとんど認証保育所の方はいらっしゃらないというところ、認可の方は特にBという所の階層については、かなり大きな波が出ているのと思っていますところ。

こちらについては、下の表で大体一番出ている分布の所をパーセンテージで、下に表がございますので、そんな形で認可保育所については、一番大きな波はD 6、それと2番目の波というのがD 19、3番目がD 21というのが、認可保育園の階層の大きな波の部分です。

逆に認証保育所の方はD 19。これは認可では2番目の波でございましたけれども、その部分の方が多いという形です。グループ保育につきましては、今の認可と同じような形で、D 6に最頻値層が出ているというような形になっています。

認証保育園と認可外の利用者の分布及び認可外保育施設の助成金についての報告は以上です。

- 認可外保育施設保護者助成金について、何かご質問ございますでしょうか。それでは、次へ進みたいと思います。

(3) 私立幼稚園の現状及び運営費等について

- 私立幼稚園の現状及び運営費について。
- 資料20と資料21が中心になります。ピンク色の表紙のものにつきましては、毎年度更新し、今回は平成25年9月改定ということですのでけれども、今年度につきましては、これからまた私立幼稚園の方で来年度の募集要項等が出されたタイミングで資料提供を市の方にいただきまして、市の方で作成するというような流れでつくっているものです。

こちらでは、平成26年4月付の武蔵野市内の私立幼稚園の一覧という形でごらんいただければと思います。めくって中身が市内にあります12の私立幼稚園のそれぞれの登園時間、もしくは保育料、また長期休業中の取扱いや保護者負担経費、その他の行事というのが一覧表にしたものです。このページの後ろにはそれぞれのマップというのがついているもの

が資料20です。

続いて資料21、この市内にあります12園の私立幼稚園の関係補助金一覧です。補助金の内容としましては、大きく2種類でございまして、1つが保護者に対する補助金、2つ目が幼稚園に対する補助金という形になります。

保護者に対する補助金としましては、一番有名なものですが、私立幼稚園就園奨励費補助金で、昭和47年から実施しておりますが、今年度よりも最大30万8,000円、市民税所得割の階層により、補助金として出しております。

2番目としましては、園児の保護者補助金という形でいわゆる入園料の補助という形で、1人1回3万円を支給。あと、所得にかかわらず5,000円、市民税の階層に応じた保育料の補助金もあります。

また、登園許可証とよく呼んでいますけれども、その発行費の費用の助成ということで、伝染性の疾患等での登園許可証の発行手数料の助成を実施しているところです。

対しまして、私立幼稚園に対する、幼稚園に対する補助としましては、1番目としまして、幼稚園運営費及び園外事業費の補助金。こちらについては幼稚園の運営、園外活動に対する経費ということでございまして、実園児数に応じた補助金です。補助の内容は記載のとおりです。

2番目は私立幼稚園子育て支援地域開放事業補助金です。小学校入学前の幼児とその親を対象にした集団遊び等の事業で、各幼稚園で年4事業をやっているということで補助するものです。

裏面にその他の3つということでございまして、3つ目が預かり保育の推進補助です。こちらは幼稚園における預かり保育の推進のために、その経費の一部を補助するもので、25年度実績も記載のとおりです。

4番目としましては、特別支援教育の補助という形でございまして、幼稚園の設置者に対し、対象園児に対する教育に要する経費の一部補助という形でございまして、特別支援教育の充実のための補助金というものです。

5番目としましては、健康診断に関する経費ということで、幼稚園健康管理費補助金です。99万5,000円実績でやっております。

最後にございますのは、幼稚園の幼児教育の研究会、これは研究会に対する助成でございまして、研修費用、私立幼稚園教員が研修のためにやっているものに対して補助をするということで年額が65万。補助金関係、保護者に対する補助金と園に対する補助金については、今現在このような形でやっているとお考えいただければと思います。説明は以上です。

■ 私立幼稚園の現状及び運営費についてご説明いただきましたが、何かご質問ございますでしょうか。

■ 恐らく今後話が進んでいく中で、実際どうなるのかというものが幾つか出てくると思うので、今思いついたところだけ。

一つは、各園で保育料が結構違いますが、すごく気になっているのは、幼稚園に当然先生方の体制について。保育園だと、例えば年長だと30対1とかというのがあって、私の知る範囲だと幼稚園の方は35対1だったかと思っておりますが、実際35対1というのはあり得ない数字ではなからうか。保育園は20対1になっているのですが、幼稚園は、恐らく各園ばらばらだと思うが、そうは言っても、何か一定のご自身の努力になるのか、それか市からの補助金になるのかわかりませんが、職員の加配などがあるのかどうかということをお伺いしたいんです。

幾つかあるのですが、1個ずつよろしいですか。

■ 職員の加配があるのか。市として、ということですか。

■ そうですし、各園独自にでもそうしたことをやってらっしゃるのか。実際35対1では回らないのは目に見えている状況。

○ 市として、人数として加配、その分の人数も補助金等で上乗せではないんですけれども、資料21の2の①の所が広く言えば包括的な中で、実際の実演・実務に応じたという形での

運営の補助という形にはなっていますが、ここは包括的には現在、26年度までですと、この部分が当たるかなというぐらいのところになっているんです。

- 今、事務局からはそういうお話をいただいて、包括的にはそういうことなんです、単価が余りにも低いかなと思っています。実態としてはそれでは雇えないので、35対1が今の法律で、東京都の方からも経常的な意味での補助金というのは、学校法人についてはいただいています、その基準に関しては35対1はそのまま。クラスの担任に対する補助金とか、ある程度の計算の根拠はあるのですけれども、年少でいえば、1クラス1人と、後2クラスに1人の補助を認める、経常的な補助の対象として認めるということになっていて、それ以上の教員に関しては各園、自腹でというか、保育料の納付金に反映させるしかない。

一方で保育料、保護者からの保育料を高く取ることができません。どうしても若年層の年収は決して高くない層というふうに理解しておりますので、保育料は上げられない。補助金は人数に対して思うように、武蔵野市は今は保育園は15対1ですけれども、こういう人の配置は幼稚園的には金額的には難しい。人件費を押さえ込むかどうかというようなことで、苦労なさっていらっしゃるのだと思います。

- 今のご説明でよろしいでしょうか。

- 全然足りていないというのはわかりました。必要な職員を充てて、それを全部保育料に転換できるかとなると、できないと。そのとおりだと思いますし、そうは言っても、審議会では保育料のことを考える場ではありますけれども、全体的にこの前も言いましたけれども、きちんとした形でこのまちの子ども達をどう育てていくかということに関しては、保育園も幼稚園も違いはなく、実はこの会議の中でも、例えば市の補助金は上げられないのかという議論があってもいいのではないかと思います。

そうしたことも含めて、市民の方に意見を伺う、このまちに住んでいらっしゃる方の哲学として、もう少し子ども全体にお金をかけてもいいのではないかと思います。認可保育園のことで言うと市民の方々の税金を充てていただいているというのは、いつもそうですが、その中でどこまで充てていただいて良いものかというのは議論になりますが、やはりそれと同じようにこのまちの、繰り返しになりますが、子どもたちに対してどこまで市民の税金を充てていいのかというのは、審議会から投げかけてもいいのではないかなというふうに思うんです。

前回もそうですが、認可保育園の職員の配置というのは、確かに国の基準からすると多いのですけれども、そうは言っても、現場で働いている方からすると、まだ人手は足りないわけですが、でも、なかなか理想にたどり着かないところで、では保育料を上げないから、職員の数を減らしていいか、いや、それはできないという議論が前回はある、ではやはり保育料はできる範囲のところで僕らも努力していこうということで上げていただく分、下がった分もあったりするのですが。

やはりそのような考え方が必要なのかなと思います。まずお金だけの話ではなくて、理想として、こっちにもう少しどのくらいお金が必要なのか、ということも議論した上で、市民の方にも投げかけて、そういう議論ができたらいいいのかなというふうに思っています。

もっと細かく色々聞きたいのですが、今の部分に関してはそれだけで、引き続きの質問でもいいですか。

- よろしいですか。今の点に関しては、関連したご質問なのでしょう。

- 資料21の保護者に対する補助金の①ですが、市民税所得割額の階層により、と出ているが、そうすると、認可保育園とか認証保育所の方なんかも所得割に応じて、こういうふうに分布は出ているので、幼稚園の方もできればそういう資料を出せるものなら出していただきたいと思います。

多分、保育園の方と同じような感じになるのかとは思っているが、なるべく平たく資料を出していただく方が、色々考えやすいかなというふうに思いますので、次回で結構ですので、用意できましたらお願いしますということで、これは要望になりますが。

- よろしいでしょうか、事務局。

- 次の資料になりますが先行しますと、資料25に保護者補助金で、これが就園奨励費補助金

があります。

生活保護世帯を含めまして6階層になっていますので、どういう出し方をするかということもありますが、先週金曜までが本年度第1回目の就園奨励費の受け付けだった。今、事務局としては平成25年度決算という形になるかと思いますが、そちらでなるべくこの階層で何人程度分布しているのかを、次回、資料としてご提示ができればというふうに思っております。それでよろしいでしょうか。

- よろしいですか。次回の資料で出てくるということですので。そうしますと資料21、22に関しまして、ご質問ございますでしょうか。

よろしければ次に進みながら、またそこに関連して質問が出るかと思っております。

(4) 認可、認可外、幼稚園の費用負担に対する保育料の割合について

- 認可、認可外、幼稚園の費用負担に対する保育料の割合について、資料を事務局より。

- 資料25、27というのを見ていただければと思います。

資料25につきましては、就園奨励費補助金も含めて、補助金について、例えば保護者負担金につきましては、これは園の平均という形ですが、最高の保育料と、市内の一番低い保育料、その平均という形で保育料を記載しています。3、4、5歳ということで、教材についても年額で費用が一番高い所と安い所と、大体平均ということで、目安にすぎませんけれども、示したものです。

その他に※印の方で入園料、選考料、施設費がかかるということで、各園の状況につきましては、先ほどの資料20とあわせてご参照いただければと思っております。

保護者補助金につきましては、就園奨励費補助金と、保育料補助金という形でございます。その中でも交付されるものが保育料補助金ということで、月額で5,000円、就園奨励費補助金につきましては第1子で不交付のものもあるということです。その他に入園料補助金が3万円、1回限りというものがございます。また、私立幼稚園は12園ですが、その他に保育園・幼稚園以外に類似施設というのがございまして、例えば境こども園が該当する認定こども園については、入園料についての補助金、就園奨励費は対象外、また幼稚園類似の幼児施設につきましては、こちらは上記補助金について全て対象ですので、保護者の補助金については両方二つの補助金があります。

無認可幼児施設につきましては、保育料補助金、入園料につきまして対象にしているということで、就園奨励費は対象外。幼児教育施設では、こちらに記載のとおりで保育料補助金のみ対象にしている。私立幼稚園とは同じもの、もしくは少し色をつけているものというのは、幼稚園以外に幾つかございますので、あわせて記載しています。

裏面、資料25の2ということで認証保育所になります。こちらも保護者負担につきましては、市内で今もう13園になりましたが、新規の園も開設いたしまして、様々ですが、26年4月1日につきましては、入園料が、平均が3万1,600円。最高、最低ということで、取っていないところと取っているところがあるということです。

保育料は、年額に換算しますとゼロ歳児で89万5,200円、一番安い所でも67万2,000円。0歳児につきましては、一番高い所で94万7,700円、一番安い所でも67万2,000円。こちらについては市の認可保育園との比較でいいますと、先ほどございました資料24、こちらのあたりの年額、市の利用者負担額については、大体平均が31万2,000円ですので、それとの差分についてを見ていただければと思っております。

保護者助成金につきましては、認証保育所につきましては、先ほどのご説明のとおり、3万円が0円までの保育料助成があります。あと、多子減免という形で第二子5,000円、第三子以降については1万円、これは先ほどご説明したとおりです。

それ以外に家庭福祉員とグループ保育ということで、保護者負担としましては、トータルで、保育ママと呼ばれている家庭福祉員につきましては、5万4,000円です。

保護者助成金につきましては、認証保育所と同様、グループ保育室につきましては、市内7園ございまして、26年4月1日現在で入園料については平均1万2,900円。0歳児は最低が1万円、最高が3万円。保育料につきましては大体、一番高い所で88万8,000円、一番

安い所でも69万6,000円で、平均が73万300円。こちらも家庭福祉員と同様に保護者助成金の対象です。

こういった一般の費用負担につきまして、費用の割合を表にしたものが資料27です。真ん中の上から申しますと事業費に対する利用者負担割合ということで、全て金額は違いますが、100にした時の割合ということですが、私立幼稚園は34.6%、認可が11.7%、認証が34.9%、家庭福祉員が24.3%、グループ保育室が30.7%、事業費に対して利用者負担が発生しているということです。

この利用者負担額を年額で示しますとその下の青の部分で、本日は新たに追加という形で示していますが、費用負担としては平均で私立幼稚園が27万3,101円、認可については26万7,309円、認証保育所につきましては75万7,935円で、それぞれの施設に対する利用者負担というのを年額にそろえた場合はこういうふうに見えてくるということです。

こういった表にするためのものとして一番上の表の形になっています。利用人数につきましては幼稚園で1,378人、認可保育所は1,421人ということで、これは定員ベースという形でこのようになっています。費用負担に対する保育料の割合としての資料については以上です。

- ありがとうございます。今、費用負担の割合についての説明がございましたが、何かご質問ございますでしょうか。
- 資料25で類似施設等の所が、よくわからなかったんですけども、上の方にある私立幼稚園、市内12園とありますが、先生（委員）、下の類似施設等の所、要するに類似しているということ、ここは市内にある私立幼稚園とは違う施設と捉えた上で、4番の幼児教育施設があるのかな。
- この区分は私より市の方でわからないですか。
- 事務局では、お願いします。
- 本日、一覧は、手元にはないのですが、例えばなんですけども、類似施設として今、私たちが認めている所で、三鷹駅周辺ですと例えばキッズデュオというような英語もやるような所もそういった施設、類似施設として対象にしていたりします。
幾つか子どもを通わせているといった時に、そういう求めに応じて、こちらの方でそこを対象にするかどうかを検討し、実績がある所としましてはそういった所が入ってきます。ですので、何か一覧があるということではなくて、その都度、申請があったときに市の方で、認める、認めないという形でやってきているということです。
- 申請というのは補助金の申請ですか。
- そうです。
- 幼児教育施設と書かれると、ここもきっと幼稚園のことなのだなと、何となく思ってしまったものですから、類似施設の中にどうして幼稚園が入ってしまうのか、非常に疑問に思ったので。
- 私立幼稚園12園とは別に、こういう園がありますということですね。
- おっしゃるとおりです。
- 子どもが通っている所ですので。
- ④は何に当たるのですか。
- 後で、一覧表で委員の方にお示しできればと思います。本日は一覧がありませんので。
- ではこれは後日ということで。
保育料審議会では、この類似施設は含めなくていいわけですね。
- 含めません。
- 他に何かご質問ございませんか。
- 確認で、毎回同じ意見になるかもしれないのですが、資料27の事業費に対する利用者負担割合と、施設ごとの利用者負担比較の年額とありますよね。

私立幼稚園と認可保育所だけの所をちょっと見てみたいのですけども、事業費に対する利用者の負担割合が、私立幼稚園の方が34.6で認可保育所の方が11.7、約3分の1ですよ。それで施設ごとの利用者負担比較、差はあるものの私立幼稚園が273,000円で認可が

26万円になっている。

ほぼ同じような数字になっているということを考えると、認可保育所の方が私立幼稚園よりも3倍事業費がかかっているというふうに見たんです。

確かに時間は違うと、私達保護者は預かっていた時間が違うから事業費の量が違って当たり前だよねと、ふと思うんです。保育園の保護者側のちょっとよくないなど思う意見として、幼稚園は半日だけれども、保育園は半日どころか丸1日預かってもらっているんだから、それだけお金がかかって当たり前ではないかと、だから保育園の方にお金をつぎ込むのが当たり前なのではないですかという意見があり、それを聞くと、「いやそうではなくて」といつも思うのですが、何を言いたいかと言うと、半日で終わるといっても、それは子どものいる時間が半日で終わるだけの話であって、子どもが帰った後も当然次の日のための準備などがある。それは保育園もそうだし、幼稚園でも当然そうですね。

そう考えると、どうしてそんなに3倍もの差がついてしまうのかなというところと、逆に言うと、やはり幼稚園の運営に対する補助金が少ないのではないかとこのところを、これは示しているのではないかと思うんです。

前回も言いましたけれども、やはり人が大事なわけで、幼稚園も保育園も。それを考えると、ベテランの方、経験を積んだ方をいかにきちんと雇用できるか、雇用し続けることができるか、すごく重要だと思うんです。

よく若くて体力のある先生がいると良いよねと言われますが、そういう人もいて良いし、そうではなくてベテランの方も、子どものことをぎゅっと抱きしめるだけで子どもが安心できる、そういう包容力のある方も必要なわけですから、そういうところに必要な補助というのはしていかなければいけないというふうに思ったので、繰り返しのことになりますが、意見として述べさせていただきました。

- 3倍違うということに関しては、何か事務局、ご説明ありますか。
- 上の表になるのですけれども、事業費が32億、全体でかかっているのに対して、私立幼稚園は10億だということではございますけれども、その他に補助金のところで顕著ですけれども、認可の方は、保護者に対する補助金というは出していませんので、このあたりが実際に費用負担のところでは出てくるということです。

全部、保護者に対する負担も含めると、負担割合というのはこの程度になってくるのではないかなということ。若干払っている保育料と実際にこちらが助成する金額とかを差し引きすると、大体このあたりのパーセントになってきているというような形で、特に、私たちもこういう表にしてみても、今回、お示ししてわかった部分も大きいということです。

- 3歳未満の子どもの費用がかなりこの部分では多いということは関係ないですか。
- おっしゃるとおりで、先ほどの資料24ですが、どうしてもその部分は、特に2歳以下の施設になりますと、1人当たりの負担部分が相当3歳に比べて5倍近く違いますので、そういったものは大きいと思っております。

このあたりの何倍違うかというのは、先ほど申しましたように、0歳でいうと3対1、それが3歳で15対1ということで大体5倍という形になりますので、おおむね人件費と比例してくるのかなとは思っています。

- 今回の審議とは直接関係ないのですけれども、私立幼稚園と保育所とでいいますと、幼稚園は3、4、5歳対象で、今、会長から0歳を含めると、というお話をいただきましたけれども、幼稚園保護者層は実は0、1、2歳を見ていくと家庭保育をしているんです。そこに関しては、公費助成は行われていない。この仕組みの中では当然入っていない。家庭でご負担されているということは一応含み置いておいていただきたいと思います。
- その辺りはこの仕組みから含まれていないというご意見です。

他に何かご質問等ありますでしょうか。それでは、次に進めさせていただきます。

(5) 現行運営費と施設型給付費の比較について

- 現行運営費と施設型給付費の比較について、事務局、お願いいたします。
- 資料28です。こちら今回、国が示している給付の試算表を入れてみたところですが、幼稚園につきましては、少しこちらの※印にも書いていますけれども、なかなか全体が見えていない部分もございますので、参考という形になってくるかと思っておりますので、ここの記載の2行目ですが、必要最低限の加算分しか計上できていないということで、少し目安ということで考えていただければと思います。

幼稚園全体で見ますと、やはり現行の運営費から新制度、いわゆる質改善前というのは、これは消費税が全額10%になる前かと思っておりますけれども、やはり今までの議論のとおり4,600万ほど、やはり今よりも落ちてしまうという部分。

例えば、大体五、六十人よりも少ない園だと、この新制度移管についてのメリットが享受できる可能性があるのではないかという話で、試しに40名ぐらいを入れてみたところ、差分にもありますように、一定程度こちらについてはほぼ変わらず現行運営費と同じ、もしくは若干上乘せが期待できるのかなという部分です。

認可保育園につきましても、大体割合としては同じですが、現行と同じ水準もしくは質改善等を含めまして、差分としては1園当たり200万ほど現行ベースよりも改善される。

それと家庭的保育者についてはかなり顕著ですけれども、1園当たり283万ほど、このあたり施設給付金になりますと増えてくる可能性がある。

表で幼稚園と同じように、三角がついている所はグループ保育ですが、C型に移行したとなりますと、ほとんど現行とほぼ変わらない状態。ただ保育士の割合を2分の1、もしくは全部という形になりますと、こちらの表の中にありますように、運営費が加算されていきますので、特にA型に移行した所では、新制度のメリットがかなり享受されやすいのかなという部分です。

こちら現行と新制度で表示したものが下という形になりまして、少し幼稚園部分に点線がありますが、これはまだ試算が、詳細までできていないということもあって、4,600万ほど下がるのか、若干そこまでいかない程度におさまるのかなというところで、点線にしている所です。新制度になって、一定の幼稚園タイプ、保育可能よりも保育園タイプの方は新制度のメリットというか、そういうのを享受できやすいのかなというのが、私たちも国が示す試算表を入れて、わかってきたということですので、お示しさせていただいたところでは、
- 何かご質問ありますでしょうか。
- この費用比較は、10%に消費税が上がって、平成29年度からの比較表でしょうか。それともそれより以前なのか。
- これは質改善前なので、10%に上がる前ということで、平成27年度、来年4月の状況ということでは、
- 平成27、28年度まだ公定価格は定まっていない形ですよ。
- ただ目安としては、今、質改善前ということでありまして、それを入れるとこういう形になると。今、言われているのは質改善前と後の間に来るとはではないかという具合に言われていますので、ここを見ていけば、これより下がることはない。そういうものになっています。
- 参考までに、質改善後のソフトも出ていますが、それほど上がらないという印象です。
- 他にわからない所がございましたら、ご質問いただけたらと思います。
- 質改善前とは何のことですか。
- 消費税が10%に上がった時に、幼児教育の質を改善するための加算分のポイントを入れるということでは、現在、加算ポイントが現時点の公定価格の試算ソフトでは入っていない部分が入ってくる。そういうことも、例えば、さっき委員がおっしゃったような割合などですけれども、それもほんの少しはわかるんです。既に現時点のこの試算ソフトでも、第三者評価を受けますか、受けませんか。それから、勤務年数の長い人は何%いますか。全部多分これ、ポイントを入れた上でこの金額が出てくるのではないかとというふうに理解

しています。

- もう一つ質問で。
- 今の質改善のことでしょうか。
- 質改善というか。消費税が10%で、ということですがけれども、5%から8%に上がった時はあったのでしょうか。
- 公定価格の仕組みそのものは、今、これからの話、27年4月からの公定価格にいきますかというようなところでなんです。それは現行の消費税8%が前提で。次に29年から10%に上がる予定ですから、その場合には少しポイントが増える。10%に上がらなかったらこの話はありませよということになっております。
- 事務局、説明をお願いします。
- 本日、資料をお持ちかどうかですけれども、以前にお配りしています資料「すくすくジャパン！」という内閣府が出している26年5月の中に、例えば50ページ以降、公定価格の骨格の中に、例えば幼稚園の例ですと52ページ、保育園の場合53ページで、質改善のベースというのが表とありますので、いわゆる質改善後についてはこの右の所、主に人件費でいうと3歳の配置改善で、これは今、国の方まだ20対1ですけれども、改善されれば15対1まで想定しますよということで、そこについて記載されています。

職員の処遇改善だとプラス3%ということで、今は入っていないけれども質改善後は入ってくる形になろうかなと思っています。

質改善後はどうなるのかということになると、この表でいうと52ページ、53ページの加算により対応することが想定されることが想定されるものというのが、一つの目安になろうかなというふうには思っているところとなっています。
- それが先ほど委員おっしゃるとおり、そんなに上がらないという話です。他に質問ございますでしょうか。
- 家庭的保育者の運営費。これは1施設平均の金額ですか、現行運営費は。
- 特に家庭的保育者の場合は、5人まで預けているような所ですと、特に新制度のメリットが享受しやすいのかなというふうに想定してしまして、もし5人まで預かる場合にはこのあたりに来るのではないかなというふうに思っているところです
- これは5人くらい預かることで試算しているという形ですか。
- 試算は平均なんですけれども、かなり5人を預かっている家庭的保育者が多いかと思えますので、平均としては、このような形にはなっているということです。
- 参考資料は先ほど特にご案内はなかったんですけれども、ちょっとつけ加えてお話しさせていただきますてもよろしいでしょうか（了承）。

一番最後に参考資料があって、ちょうどその質の改善のことも言われているところがありますが、現状というのが、幼稚園における説明があるんです。文科省から出ているスライドの一部です。

現状のほうで私学助成（特別補助）とあるのは、今、国から障害児に対する補助金というのをいただいています。それは、ここの公定価格外にありますと、維持しますということです。

その横に自治体単独事業というのがあって、これは市でお示しいただいた全ての幼稚園に通う方に5,000円、収入にかかわらず5,000円以上の市の補助を入れていただいている。それがあるいは入園料に3万円の補助をくださっているというのが、この自治体単独事業というものになります。

その下の四角の所が公定価格と示されている所です。右側に行って新制度です。1の所が現状を維持しましょう。2番目の自治体事業は今までどおりとして想定している。3の所ですけれども、これは東京都の方の補助金がまだ積算されて出てきていないんです。ですから、今の公定価格の所に、もしかすると東京都がまた独自に補助を乗せてくれるかもしれない。でもこれは今、未定部分です。それから質の改善をすると少し増えますというのが表に出てきまして、④の所は、これはこの後の所の保育料審議会、ここでの話題になりますけれども、保護者負担の先ほど差が出ておりました認可保育園と認証あるいは私立

幼稚園のところを市区町村が単独に負担軽減の補助があつていいですというのが、国の方です。でもこれを書いておかないと、緑色の市区町村のところ、今までの補助金も入れちゃって、市区町村だけでやっていたと言う市もあるようなのです。なので、わざと枠出ししているということをお示した図です。

何か不足がありましたら、ご説明いただければと思います。

- 事務局のほうはよろしいでしょうか。
- ありません。ありがとうございます。
- 他に何かご質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。
- 資料28で確認ですが、認可保育園の所が8,541万、これは1園当たりの年間運営費ということですよ。保護者の利用者負担金ですから、保育園なんかは低い料金ですよ。それが質改善前とはいえ、新制度の給付金で八千七百何万円になっている。それだから200万ぐらいが増えるというと、これは国からの補助金が増えるという捉え方で良いですか。そういう意味ですか。
- 負担につきましては、国が例えば法定割合がありますので、公定価格上は、公定価格から利用者負担を引きますので、そこを除いた所の半分が国、その残りの4分の1ずつが都と市ですから、例えば200万のうち利用者負担が何万、何十万かあった残りを国が半分、2分の1ずつ都と市が分け合って、公定負担として各保育園の方に運営費として補助する。そういうような構造になるかと思っています。
- そうすると、今おっしゃったとおり国が2分の1、都が4分の1、市が4分の1というのは基本的に運営費の約半分以上を保育料で負担して、というのが国の考え方ではないですか。そう考えると209万という枠、国からもらえるお金ではなくて運営費そのものが枠として209万増えるんだということの中で、そう考えると今現在の認可保育所の保育料が運営費の約10%ですよ。
- そう考えると、209万のうち20万ぐらいに関しては、保育料を見込んであるんだと、何となく捉えているんです。二十何万だから、月で割ると1万二、三千円ぐらいになるのかな。そういうことですよ。国の方としてはもう既に保育者の保育料負担は月1万二、三千円は増やしてほしいと、そういうふうを考えているということだと思います。それと、もう一つ、もらえるお金ってこれ決まったものなんですか。違いますよね、あくまでこれは試算ですよ。今さらの質問で申しわけないのですが、先ほどの8%が10%になった時というのがありましたが、まず8%から10%になったときもそうだし、ならなかった時もそうなんですけれども、もしかしてもう一回そのときこの審議会を開いて、実際の負担がまた変わってきたから考え直しましょうという議論が当然あるのかなというところと、この法定価格はこれからの審議という中で、遅れているのはわかっていますけれども、本当に全然出てこなかった場合、僕ら在必死に審議したとしても、全然当てはまる数字が変わってしまう可能性はありますか。
- ある程度もう示しはされているので、100%このとおりにかどうかはともかくとしても、かなり近い数字という形になるのではないかなということでは、もうこの推定で国の方は保育料を各市町村で決めてもらいたいというようなスタンスだと思います。
- 多少ずれはあるとしても、これに近い額というのは大体決定だということですよ。他に質問はよろしいでしょうか。よろしいですか。なければ次へ進めさせていただきます。何となく消化不良のところもあるかと思うんです。
- 今回、事務局の方で、幼稚園の比較表をつくってくださったのですが、相当、無理に頑張ってくださいと、保育所と幼稚園も色々な積算価格、全然違うんです、補助の仕方も。そこもかなり努力と、それからその分の多少の曖昧さというのですか、確定し切れないというようなところはあることはご承知いただいた上で、本当にありがたいなと思っています。
- 資料の中身からいけば、これをどう考えていけばいいのかなというところで違うんです。あと残り6回ですよ、想定されているのは。
- これからがいっぱい議論していかなければならない部分ではあると思うんですけれども。

- 資料28ですけれども、現行運営費と新制度給付金の差額がありますけれども、見てみると幼稚園だけ桁外れに違うところが、腑に落ちないというか、これをどう考えていくべきなのか。根本的にこれだけ差額があると、そもそも立ちゆくのかという率直な疑問があって、それを例えばこの審議会の中でどう絡めていけるのかどうか、絡めていけるのかというのがちょっと引っかかっているところなんです。
- この違いがなぜ生じるかというのは、委員ありますか。
- この審議会では、公定価格になった場合に、施設給付を受ける選択した幼稚園に対しては1号認定、その1号認定に関しては、こども園と同じ幼児教育と同じになりますし、2号認定ということになれば、保育園、認可保育園と同じことになるので、そこにおける費用の妥当性、利用者負担金を決める、公定価格を決めるのは国ですので、利用者負担が幾らだったら適正なのか、それに対して運営上の費用負担はどこでもつのかは国や都や市が考えてくださることと思うんです、ということです。
それから、何でこんなに低くなったのかを分析を今、私立幼稚園の方でもしていただいているところですが、多分、国のソフトの中で保育所というのは、100人以上の施設というのはほとんどないのですが、私立施設の場合、幼稚園の場合100人以上が基本なんです。どんどん計算値は落ちてくるんです、人数が増えれば増えるほど。このように100人以上の幼稚園が多いので、保育所を基準としたソフトの計算式だとこんなようになってしまったということがわかったということが、国も今わかったんです。
今、何が起きているかという、私学助成の充実を図りますから、無理にここで指定給付施設に入らなくても良い、選べますよと。経過措置が5年間ありますから。ただ、選べますよと言っても、施設給付は落ちる可能性もありますから、保育料が出ないままだと保護者が一番困るし、運営する方も困るので、何とかこの審議会ですぐで出さなければならぬし、ゆくゆく5年後どういうふうになっているのかもわからないので、その時に運営できるような仕組みづくりは必要だと思いますが、とりわけまだ東京都の方の公定価格に対する上乗せ分は見えていないので、こんなにひどいけれども、絶対にこの金額では運営できませんので。何らかの手立ても打たれるのではないかと期待しているところです。
- そのようなことをご説明いただきました、よろしいでしょうか。それでは、次へ移らせていただいてよろしいでしょうか。
- 1点だけ。今のところの資料の見方ですけれども、全体が現行運営費でこれ、1園当たりこうだという形に見えてしましますが、表のつくり方をなるべくそろえているということもあったんですけれども、今、私たちがお見せしているこの保育園の8,541万2,000円というのはどこかという話なんですけれども、例えば資料23の青い部分、国運営費総支弁額、このところ。この総支弁額の内訳が例えば国基準法定負担、国が幾ら、都が幾ら、市が幾らという、青い部分の所が例えば認可保育園だと8,541万、幼稚園だと平均で9,000万という形なので、全体でかかっている費用というのは、右側の方の市の総額なども園の形態によって、違いますので。あくまで、今、見えているのはこの国の運営費総支弁額の部分を見ていきますというようなご理解をいただければと思います。
- おわかりになりましたでしょうか。私はちょっと頭がぼかっとなってますけれども。
- 考え方としては、例えば保育園にかかっている費用を決算額は資料23にあるとおりなんですけれども、保育料については、ただこの市の負担している支出総額というのは、新制度全体には余り関係がないんです、全国の中では。となると、国の運営費総支弁額、これは全国一律ですので、この部分で比較すると、というような形になります。
実態につきましては、保育園については今、市の支出がありますので、この辺りが増えると実際の1園当たりが幾らなのかというのはまた変わってくる。ですから、国の部分で今、認可保育園だと8,541万というふうになっていますが、これ、全体でまた新制度以降、各園幾らというのは、市の支弁なども合わせた話になってくるので、そこはちょっと変わってくる。園にこのままいくというよりも、そこにさらに市の支出がいわゆる市負担など、そうしたものが上乗せした形で入る形ではあるということだと思っています。
- そうしますと、資料28の現行運営費という所には、市の負担分が入っていない額というこ

とですね。

- はい。
- よろしいでしょうか。
- 資料23の国運営費総支弁額が約200万円ぐらい増えるんですよと、そういうことだったんですね。だから、その下の枠に入っている国基準徴収金、要するに保育料の部分の所も定額20万ぐらい増えてくるし、というそういうような話なんですね。
- おっしゃるとおりです。新制度の比較なので、各運営事業者によって、積算が違いますので、見方としては左から右に読んでいただいて、縦軸で比べると、幼稚園等で認可が同じなのかなどと色々になってしまいますので、あくまで例えば認可保育園だったら今が8,541円、これは国の運営費総支弁額が増えるんだと、そうすると1園当たり209万、この国の運営費の総支弁額が増える。先ほど委員がおっしゃったように、国の総支弁額が増えるということは、法定負担分の国と市と都と負担も増えるし、そこには保護者の負担、保育料という形で、この表でいうと民間園保育料。これは保護者が負担している保育料になりますのでその部分も一定増えてくる。そのようにご理解いただければと思います。
- よろしいでしょうか。
- 資料28というのは、こども園は入っているか。こども園が今年の運営がどうで、新制度になるとどうかという実績は入っていない。
- 実績がない。
- 最初の新システムと言われていたころは、みんなでこども園になりましょうというような話だったかと思うが、それは就労の有無にかかわらず幼児教育も受けられるというか、その教育を受けた上で夕方まで保育ができるなど、そういうことも見越しているシステムだったような気がして、それが幼稚園のままいくとしたら困難だけれども、こども園になるとしたら、どうなるのかと思ったのですけれども、その資料がないんですね。
- 比較対象がないんです。25年12月に境こども園ができていまして、申し訳ないのですけれども、新制度の方のこども園の試算シートというのは存在しますが、この境こども園が25年12月、4か月しか実績がないので、年間を通した形での比較対照ができなくて、こども園を抜いた形での認可保育園11園という形で出ささせていただいているのですけれども、他団体には民間こども園もあるのですが、そういった資料等は持ち合わせていないので、算出は実際難しいという形でこの資料としてはご用意できなかったということです。
- という事情がおありだということですが、よろしいでしょうか。
- 参考で例えば4か月、12月からですから4か月、実際に12月1日のカウント時で見ると、実際には境こども園の場合は定員に対しては半分以下しかいなかった。1月になって残りの定員が埋まったということで、実績として25年度が4か月分あるにはあるのですけれども、例えばそれを3倍にして今の実態が見えるのかということがあるかなと思っています。
- もし、それでもいいから目安にということであれば、お示しも可能なんですけれども、ただ定員をかなり下回った形での実績等の比較になるので、表にした時に、かなり新制度のところ、差が出てしまうかと思っています。
- 余り効果のない比較表になるということですね。
- 可能性があります。
- 他市の資料をもってくるのとすると。
- 他市の資料がないということです。
- 先ほどの委員の補足ですけれども、なぜこども園化していかないのかという哲学の問題もあるのですが。現行の認定こども園をやっている私立幼稚園も、現行のシステムであれば解消していくという園の意向が結構出ていて、今も、こども園をやめた方がいい。小規模保育所とは切り分けた方がいいのではないかという状態。お金だけの問題ではなくて、3号認定が0、1、2歳できて、3歳から1号と2号に切り変わっていくのですけれども、3号認定の場合は市、行政からの措置的な形なんです。私立幼稚園というのは選択を、それぞれの幼稚園の教育を選択して入っていたところなんですけれども、3号認定で入ると

その1号に入っていくんです。

実際、今の私立幼稚園で行われているその3号認定の方と1号認定の方の考え方が相当違って、その混乱がまだあるのだそうです。ですから、そのあたりのお金のことだけではなくて、そこがまだできていない。逆に、認可保育園がこども園化していくという方法があるわけですが、保育料、運営費は現行どおり示されているので、そこは先生がいらっしゃるので、なぜ、保育園も。本来は保育園もどんどんこども園化なさるといいと思うんです。多分もっと複雑な仕組みを抱え込まなければならないという現状があって、とてもやり切れないという状況に今あるのだと思います。

- 経営コンサルタントのような講師の先生だと、やはりこども園に進みなさいという指導なんですけれども、現場の園長からすると、とんでもないという方が相当な人数だと思います。というのは正直言って保育料の未納問題というのが一番大きくなってくると思いますし、それをされると我々業界で初めての経験なので、どれだけ振り払うことができるかと皆目見当がつかなくて、それにはなかなか踏み切れないなどは思っています。
- 保育料の徴収が、認定こども園になると自分の園でしなければならないということが生じるんですね。現在は、市の方が徴収してくれていますけれども、それが非常に大きな問題ですよ。
- ということが大きい問題として現実に今あるということは、表にはならないのですが、大分苦勞はなさっている、市の方が苦勞されていると。
- 他に何かご意見やご質問ございますでしょうか。
- ちょっと話がずれるようではありますが、ちょっと戻って、ピンク色の補助金一覧の所で。先ほど話題になっていた次の回に類似幼児施設という所の話のキッズデュオですけれども、3歳以下の保育もたしかやっていたような気がします。認可外だけでも、補助金が一切出していない所に預けているお子さんたちもいるかなと思って、そういう施設も一緒に教えていただけると良いかなと思っています。
もちろんその保育料はこの審議会においては関係ないところではあるのですが、やはり先ほどからずっとおっしゃっているように、武蔵野市の子どもたち、どういうふうに大事にしていくかということでは、やはりこういう審議をしている人たちが把握はしている状態にしたいなと思うので、資料があると良いなと思いました。
- よろしいですか。そういうご要望が出ましたので。
- はい。
- 他によろしければ次の議題に進みたいと思います。

(6) 市民の意見を聞く会、市民意見の募集について

- 市民の意見を聞く会と、市民意見の募集について、資料18と19、事務局、お願いいたします。
- 前回の委員のご発言等も踏まえまして、まず資料18「市民の意見を聞く会」の日程、時間を若干修正しています。墨塗りになっている部分が今回、前回の議論を受けて変えている部分、例えば第1回の9月11日につきましては、10時半から2時間という形で実施、実際の会場も記載したというところです。
対象者につきましても4番の所、市内の保育園・幼稚園関係施設に勤務する職員も発言の機会があってもいいではないかということを入れています。
参加希望については、事前申込みという形で、発言の人数を想定できるようにということで、事前申込みという形でご意見を尊重させていただく形で入れております。最終的には、実際の参加者の増減、前回で申しますと、多くなかったということで、持ち回りで皆さん発言をいただいたということもございましたけれども、参加希望としては、一旦、事前申込みをどうかということです。

当日の流れにつきましては、今までこの審議会の設置ですとか、協議している内容について1回概要をご説明した方がよろしいのかということで、それをご説明した後、市民意見を、時間配分120分ですので、割り振りしたというものが資料18です。

- 事前申込みは発言希望者だけではなくて、全員事前申し込みですか。
- そうですね。発言希望でいいのではないかなと事務局は思っておりますが、そこも踏まえて議論いただければ。
- 日時が、前回のものを受けまして、対象者も前回の皆さんのご意見をくみ上げたという形です。この5番も含めまして、ご意見ありますでしょうか。今、事務局の方から事前申込み制というのは、多くの人の参加のことを考えると、発言希望者というふうにしてはという話がありますけれども、いかがでしょうか。当日、突然来てもいいという形ですね、飛び込みで。よろしいですか。
- この日程でやりますと広報し、それで参加の電話をした時に、発言される方だと、事務局から「発言したいのですか、したくないのですか」、「とりあえず行くだけでいいんですけど」となった場合、人数としてカウントはされますが、その後、発言したい方が多くいて50人の枠が埋まった場合には、ご連絡いただいても、申し訳ありませんが、発言枠が定員いっぱいのため発言できませんとなってしまふのかどうなのか。前回もありましたけれども、来ていて、発言はしないんだけど、皆さんの発言を受けて発言したいという方がいた。ここで、申込みに関しては、とりあえず受けていただいて、「発言を希望されませぬ」、「されませぬ」という部分だけ押さえておいていただくだけの話でいいのではないのかなと思うんです。
- 仮に50名の発言があることになって、それプラスアルファで、とりあえず申込ただけという方がいたとしても、立ち見でもいいのかなと、受付の窓口の状態として発言されるから受け付けるというふうにしないう方がいいのかなと思いました。
- 事前申込み制の事務局の考え的には、きちんと発言をしたいという方には発言の機会を与えるということでの事前申込みなので、委員がおっしゃったように、当日来て、枠もあるが、人数が多い場合は、事前説明をもう少し簡略化するなどで、できるだけ多くの時間を市民意見の聴取に当、その辺りはまた皆さんの方でという形かと思っておりますけれども、例えば1人3分という時間を、かなり多い場合には若干少し手短かということもやりながら、できるだけ多くの意見を言うていただくような時間にしていただければと思っております。
- そうするとここは事前申込み制ということにして、発言希望者は、というただし書きはつけないということですか。
- 逆に発言者のみ事前申込みの方がいいですか。そこまでしなくてもよいですか。
- ここに事前申込みとだけ書いておけばいいのではないですか。
- 事前申込みの場合内容を前もって聞くのですか。
- 聞きませぬ。
- 前もって内容は聞かずに、重なることもあるだろうというような想定があつてということですよ。この間も言ったのですけれども、色々意見が出てくると、と次々意見が出てくる場合があるので、全部申込み制にしないうで、最初は申込み制の方に話していただいて、自然発生で発言をお願いするというのでいいんですよ。
- そう思っています。
- 広報ですけれども、①②で保育園とか幼稚園とかに通っている方の保護者なんですけど、通っていない方も①②になると思いますが、そういう方たちにも、いっぱい知ってもらいたいと思うので、広報の場所ももっと広げて、コミセンや0123などのお子さんを持っているお母さんが集まるような場所にも必ず置いていただけると、保育施設なんかは特に声をかけていきますけれども、そうしたところもお願いしたいと思っております。
- 置き場所ですね、よろしいですか。よろしく願いいたします。
- 本日、前回のチラシ、案を作成ということだったので、間に合っておりませぬので、また後日メールにて案をお送りしまして、次が8月26日ですので、それよりも前にということであれば、またメール等でいただいて、会長等にも見ていただいた上で張り出しますし、審議会の方で1回見てからということであれば、26日をもって張り出しの方に向かいたいと思っておりますが、そのあたり何かご意見等があればいただいて、8月26日より前にでき次第の方がいいのではないかとということであれば、そのようにしたいと思っております。

- 配布はいつごろから配布の予定ですか。
- 直近の市報が8月15日もしくは9月1日ですが、今回第1回が9月11日ですけれども、例えば9月1日ですと大体8月30、31日ぐらいには配布が始まっておりますので、通常ですと9月23、29日もありますので9月1日の市報掲載かと思っております。
 ですので、それとリンクしますと、大体市報、ホームページ、その他の媒体も8月終わりにくぐらいから一斉に流してはどうかと。
 ただそうすると第1回目までの期間が少し短いということであれば、チラシ等の配布を先行して行うようなことはどうかと思っております。
- そうしますと、先行して行うと8月26日だと間に合わないですね。そうすると先行してチラシを配布する場合には、メールであらかじめ委員にチェックしていただくということになります。よろしいでしょうか、そのような手順で（了承）。大体どのぐらいをめどにチラシは皆さんのところに。
- 次のこともあるのですが、今回、次回までの日程が若干あいておりますので、8月のお盆になる前、10日ぐらいまでにそれまでの資料についてはお送りできればなというふうには思っているところです。
- では送られてきましたら、目を通してご意見をお寄せください。では2番目、市民意見の募集について。
- 資料19です。こちらも前回の保育料審議会の方でも議論いただいたところですが、平成24年の保育料審議会の時にも、「市民の意見を聞く会」と合わせた市報にて、市民意見の募集記事というのをあわせて行ったところです。
 今回につきましてもできるだけ多くの市民の意見を聞いて、保育料の審議に反映させたいということがあったかと思っておりますので、直近ですと7月下旬もしくは8月初旬から9月下旬、これも時期はそれほど明確にしなくてもいいのかと思っておりますけれども、少なくとも2か月程度は募集をして、その都度いただいた意見につきましては、例えば8月26日もしくは第9回の審議会10月6日の方で、資料としても委員の皆さんの方にごらんいただけるようなものにするのはどうかと思っております。
 形式等については、基本的には子ども育成課にメール等もしくは文書で提出ということで形式自由ということで、できるだけその辺は枠にはめずに自由な意見を出しやすいような形で、内容についてもこちらに書いてありますように、保育料等に関する意見、要望などを自由に記載というような形で、かなり広く意見が言えるような形にしてはどうかというふうには思っております。
- このような手順で進めたいということですが、よろしいでしょうか。広報の仕方はどうなんでしょうか。
- 7月下旬ですと広報としては全て、市報は直近ですと8月15日号しかないもので、市報で出す場合には8月15日、もしくはその前後でホームページ等で、意見募集を始めるということも可能かなと思っております。
 保育料審議会のページもございますので、そこの方には早目にお出しして、あわせて後日になりますが、市報掲載も行うという形で進めていくのはどうかというふうには思っております。
- 以上のようなご説明ですが、このような手順で進めさせていただいてよろしいでしょうか。
- その他のところの、いただいたご意見のところなんですけれども、第4回で途中経過をいただいて、それ以降も各回ごとに随時いただければ、恐らくそういう意味だと思うんですが、文面だけ見ると、第9回に一度に来るのかなと捉えてしまったものですから、そこだけ確認させてください。
- 事務局お願いいたします。
- おっしゃるとおりでございます。8月26日の後にまた9月9日に審議会がございますので、イメージとしましては、各回でその都度の最新のデータをお渡ししたいと考えています。ただ第6回、第7回、第8回については、「市民の意見を聞く会」になりますのでこちらについても、その都度でお渡しできればというふうには思っておりますので、基本的には

一番直近のデータをまとめたものをお渡しするという考えには変わりはありません。

- ということだそうです。よろしいでしょうか。それでは、市民の意見を聞く会と市民の意見募集について、お認めいただいたということでもよろしいでしょうか。ありがとうございます。

(7) その他

- 審議事項は以上ですが、その他何かございますでしょうか。事務局お願いいたします。

- 次回の日程の確認です。次回につきましては、8月26日火曜日ということで、場所はこちらの武蔵野プレイス4階フォーラムです。

その次の第5回の審議会は、9月9日、場所が変わりまして、スイングホール12階レインボーサロンの予定です。時間は変わらず7時から9時です。

その次の第6回、第7回、第8回につきましては、市民の意見を聞く会ですので、本日の資料にございますように、9月11、23、29日でそれぞれ開催させていただきたくという形を考えているところです。

また、第3回の次が第4回ですが、この間が前は2週間しかなかったのが、今回約6週間ほどございますので、この後のところで、ぜひこういった資料についてももう少しこういう資料が欲しいですとか、そういったご意見もいただければご用意したいと考えております。

先ほど申しましたように、資料については、でき次第ということですが、8月上旬に第一弾の送付ということで、第二弾の送付につきましては、会長との事前打ち合わせの後にご送付という形で、会議録につきましても、8月上旬を目指して今回の会議録についても速記のものをお渡しできればと思っております。

次回の審議内容につきましては、実際にはその後に子ども子育て会議が9月1日、武蔵野市でいうと子どもプラン推進地域協議会がございますので、そのあたりでも今の審議の状況というのをお伝えしたいと思っておりますので、また更にこの保育料審議会について、今回決める内容がかなりございますので、その点については、なるべく多くの議論を重ねていければと思っております。

- 次回から実際の保育料について考える手続を徐々に始めていくということですね。
- そうですね。まずポイントですとか、資料ですとか、こういった例えば考えるに当たってももう少しこういう資料が、ということがあるかと思っておりますので、この場でも構いませんし、また事務局の方にメール等を頂戴できればと思っておりますので、事務局としても、今回、次の期間まで6週間ほどかなりありますので、できるだけご用意が、希望するものが、今回、間が一番よろしいのかなというふうに思っておりますので、もし希望があるような資料等につきましては、ご意見を含めていただければと思っております。

- これまでですと他市や23区の保育料の資料が欲しいということが出されておりましたけれども、それ以外に何か今後の審議をしていくに当たって、このような資料が欲しいということがありましたら、今でなくても事務局の方にお寄せいただけたらというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

その他何か連絡事項等ございますでしょうか。

- 議事ではないのですが、本日の資料については、各委員の方にはまずデータで資料のデータをお送りしますというお話と、本日この後、資料を持ち帰らない方は机上に封筒に入れて置いていただければ、後日またこちらにご用意しますということです。

- 保管しておいてくださるということですね。

- はい。

- 保管を希望される方は、封筒に入れてくださいということです。その他よろしいでしょうか。

それでは第3回保育料審議会をこれで終了させていただきます。ありがとうございました。